

新型コロナウイルス感染症に係る登校等の扱いについて（Q & A）

Q 1 登校を控えるのはどのようなときか。

以下のいずれかに当てはまる場合は、感染拡大防止の観点から、登校を控えるようお願いします。この場合、欠席扱いにはなりません。

- ・子どもや同居の家族等に発熱などの風邪のような症状がみられる場合
- ・子どもや同居の家族等が保健所や医療機関の指示によりPCR検査等を行う場合

Q 2 家族等が通う学校や職場で、新型コロナウイルス感染者が確認され、休校や自宅待機となった場合、子どもを登校させてよいのか。

同居の家族等が感染した場合や、同居の家族等が保健所や医療機関の指示によりPCR検査等の対象となった場合以外は、登校させてかまいません。

※登校等について不安やお悩みなどがある場合は、学校にご相談ください。